

議案第16号

北名古屋市介護保険条例の一部改正について

北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、介護保険料の算定基準の見直しを行い、介護保険事業の適正な運営を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

北名古屋市介護保険条例（平成18年北名古屋市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第6号ア中「をいう。」を「をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。」に改め、同項第7号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定により算出する当該年度における保険料の額は、その100円未満の端数を切り捨てるものとする。

第16条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第16条の規定は、この条例の施行の日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。